

# 立教大学学術推進特別重点資金助成規程

施行	2003年4月1日
改正	2006年4月1日
	2006年6月22日
	2007年4月1日
	2015年3月1日
	2020年3月19日
	2022年4月1日
	2022年12月2日
	2025年1月24日
	2026年1月23日

## 目次

第1章	総則（第1条－第3条）
第2章	助成事業の運営体制（第4条－第6条）
第3章	研究助成（第7条－第19条）
第4章	申請及び審査・評価（第20条－第24条）
第5章	義務（第25条－第27条）
第6章	返還等（第28条）
第7章	補則（第29条－第30条）

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この規程は、学外との連携や大型外部資金の獲得を視野に入れた高度にして独創的な学術研究活動に対して、その必要な経費を助成し、立教大学（以下「本学」という。）の学術研究の推進を格段に図ることを目的として設置する立教大学学術推進特別重点資金（以下「立教SFR」という。）及び同資金による助成事業について定める。

### （定義）

- 第2条 この規程において「研究助成」とは、前条に定める目的に沿う学術研究に対して助成する、立教SFRによる研究助成金をいう。
- この規程において「研究種目」とは、研究助成の対象項目をいう。
  - この規程において「専任教員」とは、本学に所属する教員のうち、雇用契約期間に定めのない教員（兼任講師を除く）、カウンセラー及び専任のチャプレンをいう。
  - この規程において「特任教員」とは、特別任用教員A、特別任用教員B、特別任用教員E、特別任用教員F及び特別任用教員Sをいう。
  - この規程において「指定助教」とは、助教のうち、研究助成の助成対象者となることのできる助教T、助教A及び助教Bをいう。
  - この規程において「競争的研究費」とは、大学、国立研究開発法人等において、省庁等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るもの（「競争的資金」とされていたものを含む。）をいう。
  - この規程において「指導教員」とは、次項に定める大学院学生の正課の研究指導を担当する教員をいう。
  - この規程において「大学院学生」とは、本学大学院各研究科の博士課程前期課程（修士課程を含む。）及び博士課程後期課程に在籍する学生であって、本学指導教員の指導の下で研究を行う者をいう。
  - この規程において「年度」とは、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる事業年度をいう。

### （立教SFRによる助成事業）

第3条 立教SFRによる助成事業は、第1条に定める目的のために、大学予算を財源として、第8条第1項各号、第9条第1項各号及び第10条各号に定める研究種目及び対象者について、審査を経て採

択者を決定し、当該採択者に対する研究助成の実施をもって行う。

## 第2章 助成事業の運営体制

(助成事業の運営体制)

第4条 前条に定める助成事業の運営は、全学研究助成委員会が統括する。

- 2 全学研究助成委員会は、立教大学全学研究助成委員会規程第10条第1項第2号に定める助成一般会(以下「助成一般会」という。)に対し、第8条第1項第1号、第3号及び第4号に定める研究種目に係る審査及び評価を委任する。
- 3 助成一般会は、同部会のもとに立教SFR審査・評価委員会(以下「SFR審査委員会」という。)を置き、前項によって委任された審査及び評価を再委任する。
- 4 SFR審査委員会は、前項において再委任された審査及び評価のうち、第8条第1項第4号に定める研究種目について、当該研究種目の申請者が所属する研究科へ審査及び評価を再々委任する。
- 5 全学研究助成委員会は、立教大学全学研究助成委員会規程第10条第1項第1号に定める企画・調整部会(以下「企画・調整部会」という。)に対し、第8条第1項第2号に定める研究種目に係る審査及び評価を委任する。
- 6 企画・調整部会は、同部会のもとに立教SFR重点領域審査・評価委員会(以下「SFR重点領域審査委員会」という。)を置き、前項によって委任された審査及び評価を再委任するものとする。
- 7 全学研究助成委員会は、助成一般会の長に対し、第9条第1項各号及び第10条各号に定める研究種目に係る審査を委任する。

(SFR審査委員会)

第5条 SFR審査委員会は、次の各号に定める委員をもって構成する。

- (1) 助成一般会の構成員
- (2) 全学研究助成委員会の指名する外部有識者 2人
- 2 SFR審査委員会の委員長は、前項第1号に定める委員のうち、助成一般会の長をもって充てる。
- 3 第1項第2号の任期は2年とし、再任を妨げない。

(SFR重点領域審査委員会)

第6条 SFR重点領域審査委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 企画・調整部会の構成員
- (2) 全学研究助成委員会の指名する者 若干人
- 2 SFR重点領域審査委員会の委員長は、前項第1号の委員である者のうち、企画・調整部会の長をもって充てる。
- 3 第1項第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

## 第3章 研究助成

(助成区分)

第7条 研究助成は、助成の目的に応じて、次の助成区分によって行う。研究助成の対象とする研究種目は、各助成区分において定める。

- (1) プロジェクト研究助成
- (2) 特定研究経費助成
- (3) 研究外部資金評価連動型助成

(プロジェクト研究助成)

第8条 プロジェクト研究助成は、特定の研究プロジェクトに対する助成を目的とし、次の各号に定める研究種目について、それぞれ当該各号に定める対象者を研究代表者として助成する。

- (1) 共同プロジェクト研究(本学専任教員を代表者とするプロジェクトチームを編成して行う共同研究に係る研究助成をいう。) 専任教員
- (2) 重点推進プロジェクト研究(共同プロジェクト研究であって、かつ、学術研究の動向や社会的要請に即して、総長が学術推進等の必要度が特に高いと認めた領域において、プロジェクトチームを編成して行う共同研究に係る研究助成をいう。) 専任教員
- (3) 個人研究(教員が単独で行うプロジェクト研究に係る助成をいう。) 専任教員、特別専任教

授，特任教員及び指定助教

- (4) 大学院学生研究（パッケージ型）（指導教員の推薦を受けた大学院学生が，単独で行うプロジェクト研究又は自らを研究代表者とするプロジェクトチームを編成して複数の大学院学生が行う共同研究に係る研究助成をいう。） 大学院学生
- 2 前項第1号又は第2号の研究代表者が承認した本学の教員，大学院学生（指導教員の推薦を受けた者に限る。）及び国内外の研究機関（企業等の研究部門を含む。）に所属する研究者（所属機関の責任者が承諾した場合に限る。）は，研究分担者として同号の助成の対象者となることができる。
- 3 第1項第4号の研究代表者が認めた大学院学生（指導教員の推薦を受けた者に限る。）は，共同研究者として同号の助成の対象者となることができる。

（特定研究経費助成）

第9条 特定研究経費助成は，特定の研究経費に係る助成を目的とし，次の各号に定める研究種目について，それぞれ当該各号に定める対象者を研究代表者として助成する。

- (1) 国際研究論文掲載経費補助（国際的規模の学術雑誌（対象は募集要項において定める。）へ投稿した論文の作成又は掲載に係る費用の助成をいう。） 専任教員，特別専任教授，特任教員及び指定助教
  - (2) 大学院学生研究（論文投稿支援）（指導教員の承認を受けた大学院学生の国際的・全国的規模の学術雑誌（対象は募集要項において定める。）への論文投稿に係る費用の助成をいう。） 大学院学生
  - (3) 大学院学生研究（研究発表支援）（指導教員の推薦を受けた大学院学生の学会等での研究発表に係る費用の助成をいう。） 大学院学生
- 2 前項第1号の研究種目は，次の各号の申請区分によって助成する。
- (1) 国際研究論文作成経費
  - (2) 国際研究論文掲載経費
  - (3) 国際研究論文掲載経費（特別助成）
- 3 第1項第2号の研究種目は，次の各号の申請区分によって助成する。
- (1) 論文作成経費
  - (2) 論文掲載経費

（研究外部資金評価連動型助成）

第10条 研究外部資金評価連動型助成は，外部資金の評価結果又は採択結果に応じたインセンティブとして助成することを目的とし，次の各号に定める研究種目について，それぞれ次の当該各号に定める対象者を研究代表者として助成する。

- (1) 研究外部資金採択者支援資金（採択期間全体の直接経費が2,000万円を超える競争的研究費又は，全学研究助成委員会が特に認める研究外部資金に採択された教員が，研究代表者として当該研究を実施するための研究助成をいう。以下同じ。） 専任教員，特別専任教授，特任教員及び指定助教
- (2) 科研費再申請支援資金（科学研究費（対象種目は募集要項において定める。以下本号及び第26条第2号において同じ。）に不採択となった教員が，科学研究費に再申請するために行う，当該研究計画の再構築その他の研究活動に要する費用に係る研究助成をいう。以下同じ。） 専任教員，特別専任教授，特任教員及び指定助教

（研究期間）

第11条 研究助成の対象となる研究期間は，次の各号に定める研究種目について，それぞれ当該各号のとおりとする。

- (1) 第8条第1項第1号及び第2号 3年度まで
  - (2) 第8条第1項第3号及び第4号，第9条第1項各号及び前条第2号 1年度
  - (3) 前条第1号 研究外部資金の採択期間
- 2 前項第2号に掲げる研究種目のうち，第8条第1項第4号及び第9条第1項各号は，助成を受けた次年度に，同一研究課題で再申請することができる。
- 3 第1項第3号について，採択期間が契約期間と異なる場合は，研究外部資金に係る本学との契約が締結された月から助成を開始する。

（助成金額）

第12条 第8条第1項各号、第9条各号及び第10条各号に定める研究種目の研究助成の金額は、別に定める。

(対象経費)

第13条 第8条第1項各号、第9条第1項各号及び第10号各号に定める各研究種目の対象経費は、当該研究課題の遂行に直接必要な経費とし、次の各号に定める研究種目に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 第8条第1項第1号から第3号まで及び第10条第2号 別表第1に掲げる費目
- (2) 第8条第1項第4号 別表第2に掲げる費目
- (3) 第9条第1項第1号及び第2号(同条第2項第1号及び第3項第1号に定める区分) 翻訳料、校閲料その他論文作成に直接必要となる費用
- (4) 第9条第1項第1号及び第2号(同条第2項第2号及び第3号並びに第3項第2号に定める区分) 投稿料、掲載料、ウェブ掲載料、オープンアクセス料、別刷代等の論文掲載に直接必要となる費用
- (5) 第9条第1項第3号 研究発表奨励金(学会発表等に必要となる経費について学会等の開催地域に応じて助成する奨励金をいう。)の募集要項において定める費用
- (6) 第10条第1号 別表第1に掲げる費目及び兼務教員人件費

(対象経費の執行に関する条件)

第14条 前条第6号に定める兼務教員人件費は、臨増コマ2コマ又は臨増コマ1コマ(残額は、別表第1の経費の執行を認める)とし、採択者からの申請により決定する。

2 前条に定める対象経費は、他の助成事業又は経費と混同して支出することができない。

(費目変更)

第15条 研究の着手後に、やむを得ない事由により研究計画の変更が生じ、承認された費目配分の変更を希望する場合であって、費目間の流用額の合計が当該年度の予算総額の30%以上となるときは、その変更内容及び理由を記載した申請書を助成一般部会の長に提出し、承認を得なければならない。

(支出手続)

第16条 物品の発注、登録、旅費の請求、計算、支払などの事務手続は、別に定める規程による。

(財産の帰属)

第17条 立教SFR資金により購入した図書資料、用品及び機器備品は、本学に帰属するものとする。

(知的財産権の帰属)

第18条 研究助成を受けた研究から生じた発明等の知的財産権の帰属及び取扱いは、学校法人立教学院発明等取扱規程において定める。

(著作権の取扱い)

第19条 研究助成を受けた研究から生じた著作物の取扱いは、学校法人立教学院著作権取扱規程において定める。

#### 第4章 申請及び審査・評価

(申請手続)

第20条 研究助成を申請する者は、申請期間内に、研究計画を記載した申請書等を第29条に定める事務局に提出しなければならない。

2 前項における申請期間、申請書類その他申請に必要となる手続きは、各研究種目の募集要項において定める。

3 第1項の定めにかかわらず、第10条第1号に定める研究種目については、同号の基準を満たした研究課題を全学研究助成委員会が決定する。

(申請に係る制限)

第21条 第8条第1項各号及び第10条各号に定める研究種目について、1人の研究者が研究代表者として参画できるのは、当該各号を通じ1研究課題のみとする。

- 2 第8条第1項各号(第3号を除く。)に定める研究種目について、1人の研究者が研究分担者又は共同研究者として参画できるのは、当該各号を通じ1研究課題のみとする。
- 3 第9条第1項第3号に定める研究種目について、対象者が申請できるのは、各募集期間につき1件までとする。
- 4 第9条第2項第1号及び第2号について、対象者が申請できるのは、各年度当たり各1件まで、同第3号については制限を設けないものとする。ただし、同一年度に同第1号及び同第3号の両区分に申請することはできない。
- 5 第9条第3項第1号及び第2号について、対象者が申請できるのは、両号を通じて各年度当たり1件までとする。

(併給等による申請制限)

第22条 立教大学国際学術研究交流制度規程第6条に定める在外研究制度による支援(以下「在外研究者支援」という。)を受給する者は、第8条第1項第1号から第3号までに定める研究種目について、自らを研究代表者として申請することができない。

- 2 現に競争的研究費の研究代表者である者は、第8条第1項第1号から第3号までに定める研究種目に申請することができない。
- 3 現に科学研究費の研究代表者である者は、第10条第2号に定める研究種目に申請することができない。
- 4 第8条第1項第1号から第3号まで及び第10条第2号に定める研究種目については、研究代表者として同一の研究種目に2年度連続して申請することができない。

(審査の手續・決定)

第23条 第4条第2項から第7項まで(同条第4項を除く。)の定めによって審査を委任又は再委任された者は、各研究種目の採択課題の名称及び助成金額を、委任又は再委任を命じた助成一般部会もしくは企画・調整部会又は全学研究助成委員会へ報告し、承認を得る。

- 2 第4条第4項において審査を再々委任された研究科は、SFR審査委員会に各研究課題の採否及び助成金額を報告し、承認を得る。
- 3 第9条各号及び第10条各号に定める研究種目は、助成一般部会の長が承認する。このうち、第10条各号に定める研究種目は、助成一般部会の長が承認した事項を全学研究助成委員会へ報告し、承認を得るものとする。
- 4 全学研究助成委員会は、各研究課題の研究代表者に対し、審査の結果を通知する。
- 5 前項の通知を受領した者は、当該通知に係る助成金等の交付内容又はこれに付された条件に不服がある場合、通知日より1週間以内に採択を辞退することができる。
- 6 審査の方法については、第5条及び第6条に定める委員会が別に定める。

(評価の手續・決定)

第24条 第4条第2項から第6項まで(同条4項を除く。)の定めによって評価を委任又は再委任された者は、委任又は再委任を命じた助成一般部会もしくは企画・調整部会又は全学研究助成委員会へ評価結果を報告し、承認を得る。

- 2 第4条第4項において評価を再々委任された研究科は、次条に従い提出された研究成果報告書等を基に評価し、SFR審査委員会に評価結果を報告し、承認を得る。
- 3 第5条及び第6条に定める委員会は、次条に従い提出された研究成果報告書等を基に評価し(ただし、前項の手續きによるものを除く。)、当該評価に係る報告書を作成する。
- 4 全学研究助成委員会は、各研究課題の研究代表者に対し、評価の結果を通知する。
- 5 助成一般部会並びに第5条及び第6条に定める委員会は、事前に研究の必要性、有効性を判断する基準を確認するとともに、採択された研究課題について研究成果の事後評価を行い、これに基づき次の研究課題の審査に当たっての判断基準を更に適切なものにする。
- 6 評価の方法については、前項までに定めるもののほか、第5条及び第6条に定める委員会が別に定める。

## 第5章 義務

(研究成果の報告)

第25条 研究助成に採択された研究代表者は、年度末又は研究期間終了後定められた期間内に、研究

計画の達成状況等についての研究成果報告書等を第29条に定める事務局に提出しなければならない。ただし、第9条第1項第1号及び第2号並びに第10条第1号に定める研究種目についてはこの限りでない。

- 2 第8条第1項第1号及び第2号に定める研究種目に採択された研究代表者は、研究期間中の各年度末に、研究計画の進捗状況等についての研究経過報告書を第29条に定める事務局に提出しなければならない。

(競争的研究費への応募)

第26条 第8条第1項第1号から第3号まで及び第10条第2号に定める研究種目に採択され助成を受けた研究代表者(第8条第1項第1号及び第2号に定める研究種目の場合は、学内研究分担者でも可とする。)は、競争的研究費に応募しなければならない。ただし、次の各号に定める研究種目の研究代表者は、競争的研究費の応募において当該各号に定める事項を満たさなければならない。

- (1) 第8条第1項第1号及び第2号 採択期間中、毎年度応募を行うこと。
- (2) 第10条第2号 応募する競争的研究費が科学研究費であること。

(研究成果の公開)

第27条 第8条第1項各号に定める研究種目については、研究活動の透明性を高めるため、年度末又は研究期間終了後(第8条第1項第1号及び第2号に定める研究種目については、研究期間中の研究経過報告時を含む。)直ちに研究成果を公開しなければならない。ただし、やむを得ない事由により公開を延期する場合、当該研究活動に係る研究代表者は、その事由及び公開計画を記載した理由書を第29条に定める事務局に提出することとする。

- 2 前項に基づく研究成果の公開は、広く社会一般に対して当該研究成果の活用及び還元を図るため、第25条に定める研究成果報告書等をインターネットのホームページ等に掲載することによって行う。
- 3 研究助成による研究成果を公開する時には、次の各号のいずれかの言語により、それぞれ当該各号に定める名称を付記することによって、立教SFRによる研究助成を受けた旨を明示するものとする。
  - (1) 日本語 立教大学学術推進特別重点資金
  - (2) 英語 Rikkyo University Special Fund for Research

## 第6章 返還等

第28条 次の各号のいずれかに該当する場合は、採択者に対して既に助成した研究助成の返還を命じ、残りの採択期間の執行を停止する。

- (1) 第25条及び第26条に定める義務が履行されなかった場合
  - (2) 立教大学公的研究費の使用・管理に関する規程に準じた助成金の適正な執行等が遵守されなかった場合
  - (3) 前2号に定めるもののほか、全学研究助成委員会が助成金の返還及び執行の停止を決定した場合
- 2 第8条第1項第1号から第3号までに定める研究種目について当該研究種目の採択者が、助成期間中に在外研究者支援を受けることとなった場合、同号に基づく研究助成の執行を停止する。
  - 3 次の各号のいずれかに該当し、立教SFRによる助成と同研究助成以外の研究費の採択期間が重複する場合は、立教SFRによる研究助成の残りの採択期間の執行を停止する。ただし、研究代表者からの申請に基づき、全学研究助成委員会が執行の継続を承認した場合は、この限りではない。
    - (1) 第26条第1項に基づき応募した競争的研究費に採択された場合
    - (2) 第8条第1項第1号から第3号までに定める研究種目の研究代表者が、外部資金(競争的研究費を含む。)に採択された場合
    - (3) 第10条第2号に定める研究種目の研究代表者が、科学研究費に採択された場合

## 第7章 補則

(事務)

第29条 立教SFRによる助成事業の事務は、リサーチ・イニシアティブセンターが行う。

(改廃)

第30条 この規程の改廃は、全学研究助成委員会の議決により行う。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2025年4月1日から施行する。

2 2024年度以前に立教SFRによる助成が開始し、当該助成が前項に定める施行日以降も継続している場合における第18条第3項において応募すべき資金は、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、2026年4月1日から施行する。

2 2025年1月24日付改正の附則第2項の規定は、改正後の規程においても準用する。この場合において、同項中「第18条第3項」とあるのは、「第26条」と読み替えるものとする。

別表第1 共同プロジェクト研究，重点推進プロジェクト研究，個人研究，研究外部資金採択者支援資金及び科研費再申請支援資金の対象経費（第13条関係）

対 象 経 費
消耗品費
用品費
その他図書資料費
燃料費
旅費交通費
海外出張費
電信電話費
郵便費
印刷費
製本費
機器備品修繕費保守料
施設・設備等賃借料
その他の委託費
報酬・手数料
諸会費
会議会合費
雑費
教育研究用機器備品
兼務職員人件費

別表第2 大学院学生研究（パッケージ型）の対象経費（第13条関係）

対 象 経 費
消耗品費

用品費  
その他図書資料費  
燃料費  
旅費交通費  
海外出張費  
電信電話費  
郵便費  
印刷費  
施設・設備等賃借料  
その他の委託費  
報酬・手数料  
諸会費  
雑費